

公益財団法人福井県アイバンク

役員・顧問及び評議員交通費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、公益法人財団 福井県アイバンク 定款第16条第2項に基づき、役員・顧問及び評議員の交通費に関する事項について定めるものとする。

第2章 交通費

(適応の範囲)

第2条 この規定は、役員・顧問及び評議員が活動を行う場合に適用する。

(交通費の支給基準)

第3条 交通費は、下記基準に従い支給する。

| (場所) | (片道)Km | (円) | (参考地域) |
|------|--------|------|------------------------------|
| 福井市内 | ～10 | 500 | |
| 福井県内 | ～50 | 1000 | 大野・勝山・坂井・あわら・鯖江・越前等 |
| | ～100 | 2000 | 敦賀・美浜・三方等 |
| | ～120 | 3000 | 小浜等 |
| | ～150 | 4000 | 高浜等 |
| 県外 | | 実費 | もっとも経済的にして一般的な経路による費用分のみ支給する |

第3章 附則

(施行期日)

第4条 附則

本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。